

沖縄県条例第20号（令和8年3月31日公布）

沖縄県宿泊税基金条例

（設置）

第1条 国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心して快適な観光の実現、旅行者の受入れの体制の充実強化、観光旅客の受入れと地域住民の生活との調和、沖縄固有の歴史及び伝統文化の継承並びに自然環境の保全その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県宿泊税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、沖縄県宿泊税条例（令和8年沖縄県条例第1号）の規定により県に納入され、又は払い込まれた宿泊税額に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てるとき（次号に該当する場合を除く。）。)

(2) 市町村（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により宿泊に対して税を課する市町村を除く。）が行う観光の振興を図るための事業の実施を支援するための交付金の財源に充てるとき。

（規則への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、沖縄県宿泊税条例の施行の日から施行する。